

平成 29 年度諮問（情）第 3 号
答申（情）第 76 号

「公立学校の体罰に関する報告書の公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公立学校の体罰事故報告書に係る公文書部分開示決定のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成29(2017)年8月27日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

栃木県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度6月発生分）

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、栃木県内の公立小・中・高等学校の体罰に関する事故報告書（事故を起こした者の顛末書等、事情聴取記録（事故調査報告書）、添書を含む）（平成24年6月発生分）以下、15の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成29(2017)10月26日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29(2017)年11月19日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成30(2018)年3月29日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求書の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

今回部分開示を受けた公文書の部分開示範囲は、本件条例、関連する諸判決（平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（確定））等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

ア 条例第7条第2号非該当

- (ア) 条例7条2号の規定を換言すれば、公務員の職務遂行情報については、公開せねばならないはずである。
- (イ) 最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、（法令等で規定する非開示情報としての個人に関する情報について）プライバシー型と個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。
- (ウ) プライバシー型の条例のもとでも、体罰事故報告書は「公務員の職務遂行情報」であるとして加害教員の氏名も含めて公開されているのであるから、本件条例においても、「当該職務遂行の内容に係る部分」には加害教員の氏名も含まれると考えるべきである。
- (エ) 体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることは、そもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。したがって加害教員の識別可能性を理由とした情報の非開示は認められない。
- (オ) その他、本件条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。年齢などは、体罰事件の加害者の属性として、加害者が若年かベテランかなどといった、職務遂行情報そのものの内容をなしているというべきである。
- (カ) 関連判決に照らして非開示が認められるのは原則として被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえない。なお、関連する司法判断は、個人特定のための照合する「他の情報」については、「特定人基準」ではなく、「一般人基準」を採ることを求めている。

イ 条例第7条第2号後段非該当

- (ア) 非開示情報として、本件条例7条2号後段が適用されるのは、カルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる。
- (イ) 本条号は乱用されると危険な条号であるだけに、慎重に判断されるべきである。
- (ウ) 本条号の適用を受け、保護に値するものかどうかは、インカメラ審理の上、実質的に判断されなければならない。

(2) 反論書

ア 関連判決が否定した「特定人基準」を採っていることについて

実施機関は、体罰報告書一般に対して「特定人基準」を採っており、「一般人基準」を採る神戸地裁判決（平成 29 年 3 月 2 日判決言渡 平成 28 年（行ウ）第 26 号）等多くの関連判決に違背する。

上記神戸地裁判決も「一般人基準」を原則として採ったうえで、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる体罰事例などにおいては、児童生徒の特定可能性やプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非開示とすることまでは禁じてはいないが、実施機関の弁明書では至るところで「特定人基準」が一般論として持ち出され、小規模校やセンシティブな事例等の特殊な事例において個別例外的に使われているのではない。

イ 体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないことについて

教員が体罰により事故を起こしたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」であるという実施機関の主張は、平成 23 年大阪高等裁判所判決（平成 23 年 2 月 2 日判決言渡 平成 22 年（行コ）第 153 号）等の司法判断によって明白に否定されている。

そもそも体罰事故報告書自体には、懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示を行うのは、条例解釈の誤りであり、違法である。

実施機関が内部基準で、どのようにして自主的に氏名等を公表しているかは、本件条例の解釈や司法判断とは関係がなく、本件判断を左右するものではない。

ウ 教員氏名の公開について

最高裁判決（平成 15 年 12 月 18 日 最高裁判所第一小法廷判決その他広島高等裁判所）は、公務員の氏名を「個人に関する情報」ではないとして、公開するよう求めたものである。

- ① 保護に値するプライバシーではないと判断した関連判決の法理と本最高裁判決の論理とを併せれば、条例においても、教員の氏名は公開されて然るべき。
- ② 仮に加害教員名が「個人に関する情報」に該当するとしても、それは保護されるべきプライバシーとは言えず、本件条例 7 条 2 号ただし書イ、ロ及びハに該当して公開されるべき。
- ③ 体罰加害者である教員の氏名はもとより、校務分掌等、担当学年等、他の学校教職員の氏名などは原則開示されるべきであり、個人特定性のない加害教員・被害児童生徒の年齢も、体罰事故の実態をあらわす必須

な核心情報として開示されるべき。

エ 条例7条2号後段該当性について

センシティブ情報以外の情報に拡張して適用している限りで違法である。仮に、センシティブ情報が含まれているのであれば、その部分に限って非公開とすればよい。

審査会には、裁判所と異なり、インカメラ権限があるのであるから、インカメラ審査の上、本当に当該体罰事故とは関係ないもので職務遂行情報に該当しないかどうか、また、センシティブ情報に該当するものかどうか判断されるべきである。

オ 条例7条5号（事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれのある情報）該当性について

本号に規定する、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される場所、弁明書は、主観的・形式的・抽象的な主張に過ぎず、認められるものではない。

カ 他の自治体の情報公開審査会答申について

すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非開示が現在の裁判所で認められないことは明らかである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性質について

本件公文書は、本件開示請求に関する教育事務所長作成による進達書、市町教育委員会教育長作成による進達書、学校長作成による事故報告書、体罰を行った教職員作成による顛末書及び県教育委員会が教職員に対して行った事情聴取記録等である。

2 本件処分の判断

本件開示請求に係る本件公文書に記載された加害教員の氏名等次の46種類の情報を非開示とした。

①児童生徒の氏名、②児童生徒の姓、③保護者の氏名、④児童生徒の住所、⑤児童の自宅の電話番号、⑥児童生徒の生年月日、⑦児童の学籍に関する情報、⑧父親に関する情報、⑨父親の職業に関する情報、⑩児童の兄弟姉妹に関する情報、⑪児童生徒が所属する部活動又はクラブチームに関する情報、⑫クラブチーム又は部活動内での児童生徒の立場、⑬児童生徒の性別、⑭児童生徒の年齢、⑮

保護者の年齢、⑯児童生徒が所属する学年、⑰児童生徒が所属する学年に関連する情報、⑱児童生徒が所属する学級、⑲事故発生場所、⑳補習授業の教科、㉑父親の言動に関する情報、㉒生徒の成績に係る情報、㉓保護者からの聴取内容、㉔加害教員の氏名、㉕加害教員の姓、㉖顛末書等作成者の氏名及び印、㉗加害教員の住所、㉘加害教員の自宅の電話番号、㉙加害教員の生年月日、㉚児童の学級担任の氏名、㉛加害教員以外の教員の姓、㉜加害教員が担当する学年、㉝加害教員が担任する学級、㉞加害教員以外の教員が担当する学年、㉟加害教員の勤務歴、㊱加害教員の担当教科及び校務分掌等に関する情報、㊲加害教員の教員免許の種類、㊳加害教員の県中教研の部会名及び役割、㊴加害教員が担当する部活動に関する情報、㊵加害教員の初任年月日、㊶加害教員が追試等を行った教室、㊷加害教員の年齢、㊸加害教員の性別、㊹加害教員の反省に関する情報、㊺加害教員の家族の状況、㊻加害教員の今後の措置に関する情報

3 本件処分の理由

(1) 弁明書

ア 児童生徒及び保護者に係る情報

(ア) 直接的に特定の個人（児童生徒又は保護者）を識別できる情報【条例第7条第2号前段該当】

（①児童生徒の氏名、②児童生徒の姓、③保護者の氏名、④児童生徒の住所、⑤児童の自宅の電話番号、⑥児童生徒の生年月日）

当該情報は直接的に特定の個人（被害児童生徒又は保護者）を識別できる情報である。

また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 他の情報と照合することにより、特定の個人（児童生徒及び保護者）を識別できる情報【条例第7条第2号前段該当】

（⑦児童の学籍に関する情報、⑧父親に関する情報、⑨父親の職業に関する情報、⑩児童の兄弟姉妹に関する情報、⑪児童生徒が所属する部活動又はクラブチームに関する情報、⑫クラブチーム又は部活動内での児童生徒の立場、⑬児童生徒の性別、⑭児童生徒の年齢、⑮保護者の年齢、⑯児童生徒が所属する学年、⑰児童生徒が所属する学年に関連する情報、⑱児童生徒が所属する学級、⑲事故発生場所）

本件については、児童生徒が体罰を受けたという事実を前提としている以上、当該情報を公開した場合、卒業アルバム等による名簿の作成や事故の目撃者及び関係者等に直接事実確認するなどにより、特定の個人（被害児童生徒）を識別することが可能であると考えられる。

したがって、一般人基準を採用した場合、被害児童生徒及びその保護者にとって身近な者に対しては、個人が識別され得る状態で、過去の事

実が公開されることとなる。このことは被害児童生徒及びその保護者のプライバシーを侵害する可能性があると考えられる。

以上の理由から、平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号）等司法判断はあるものの、実施機関としては、本件開示請求に係る公文書の性質に鑑み、条例第7条第2号の解釈及び運用の基準に照らし、全ての公文書について特定人基準を採用し、本件処分を行った。

- (ウ) 特定の個人（児童生徒）を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報【条例第7条第2号後段該当】

（㊸補習授業の教科、㊹父親の言動に関する情報、㊺生徒の成績に係る情報、㊻保護者からの聴取内容）

当該情報は、被害生徒の成績の情報及び保護者の行動や心情の吐露等、個人の人格に密接に関連する情報であり、個人のプライバシーが侵害されることとなるため、条例第7条第2号後段に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

イ 教員に係る情報

- (ア) 直接的に特定の個人（教員）を識別できる情報【条例第7条第2号前段該当】

（㊼加害教員の氏名、㊽加害教員の姓、㊾顛末書等作成者の氏名及び印、㊿加害教員の住所、㊽㊾加害教員の自宅の電話番号、㊽㊿加害教員の生年月日）

本件開示請求に係る公文書は、体罰に係る事故報告書等であり、当該公文書自体が、加害教員が懲戒処分又は教育委員会による指導を受けたという事実をも示している。

体罰については、免職、停職までに至らないものも含まれているが、そのような事案まで一律に公開されることは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させることがあることから、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと判断した。

本県の「職員の懲戒処分等公表基準」では、「懲戒免職又は停職6月の者、並びに報道、警察発表等によって既にその所属名や氏名が明らかになっている場合」と規定されているが、本件公文書には、これに該当する体罰事故は存在しないため、本件開示請求に係る体罰事故において、教職員の氏名を公開することは、上記公表基準との均衡を失するものと考えられる。

- (イ) 他の情報と照合することにより、特定の個人（児童生徒）を識別できる情報【条例第7条第2号前段該当】

(㉔加害教員の氏名、㉕加害教員の姓、㉖顛末書等作成者の氏名及び印、㉗児童の学級担任の氏名、㉘加害教員以外の教員の姓、㉙加害教員が担当する学年、㉚加害教員が担任する学級、㉛加害教員以外の教員が担当する学年)

当該情報は、個人に関する情報であり、情報公開請求により当該事故が発生した年度の学校要覧を入手することにより、被害児童生徒が所属する学級及び部活動の男女の別を特定することが可能である。このことから、卒業アルバム等による名簿の作成により、特定の個人（被害児童生徒）を識別することは可能であると考えられ、条例7条2号に該当する。

また、当該情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

- (ウ) 他の情報と照合することにより、特定の個人（加害教員）を識別できる情報【条例第7条第2号前段該当】

(㉜加害教員が担当する学年、㉝加害教員が担任する学級、㉞加害教員の勤務歴、㉟加害教員の担当教科及び校務分掌等に関する情報、㊱加害教員の教員免許の種類、㊲加害教員の県中教研の部会名及び役割、㊳加害教員が担当する部活動に関する情報、㊴加害教員の初任年月日、㊵加害教員が追試等を行った教室、㊶加害教員の年齢、㊷加害教員の性別)

すでに公開している情報と児童生徒又は保護者等が保有している情報を併せること、または情報公開請求により当該事故が発生した年度の学校要覧を入手することにより、特定の個人（加害教員）を識別することができる情報である。

また、当該公文書は、加害教員が懲戒処分等を受けたと判断できるものであるため、当該情報は、ただし書には該当しない。

- (エ) 特定の個人（教員）を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人（教員）の権利利益を侵害するおそれのある情報【条例第7条第2号後段該当】

(㊸加害教員の反省に関する情報、㊹加害教員の家族の状況、㊺加害教員の今後の措置に関する情報)

① 加害教員の反省に関する情報

当該情報は、個人に関する情報であり、加害教員が非違行為を行ったことに対する反省であるため、加害教員の人格に密接に関連する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

平成18年12月22日大阪高裁判決（平成18年（行コ）第26号59）によると、顛末書本文がこれに該当することを認めている。

② 加害教員の今後の措置に関する情報

当該情報は、個人に関する情報であり、加害教員が懲戒処分等を受けるであろう蓋然性を推測することができる情報であるため、職務遂行を離れた私事に関する情報である。

また、職員に関する情報であるが、私事に関する側面が強い情報であると考えられるため、ただし書ハには該当しない。

(オ) 公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報【条例第7条第5号該当】

(㊸加害教員の反省に関する情報)

教員に顛末書の作成を求めるにあたっては、教員がどのような行為を行ったのかを明らかにすることのみならず、同種の事故を二度と起こさせないよう十分な反省を促すことも目的の一つである。

このような情報が公開されるということが公になった場合、反省文の内容は、公開を予定した内容となることが予想され、非違行為に対する真摯な反省を促すことが困難となり、適正な人事管理を行うことに支障が生じると考えられる。

ウ 公開する情報

公文書4、公文書8、公文書9、公文書15の㊸児童生徒の性別及び公文書6、公文書8、公文書9、公文書11、公文書12、公文書15の㊸加害教員の性別については、本件審査請求を受け、改めて検討を行ったところ、当該情報を公開したとしても、条例第7条第2号前段、後段のいずれにも該当しないと認められるため、当該情報を公開する。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象公文書について

(1) 非開示情報のうち判断する情報について

本件公文書は、県内の公立小中学校及び高等学校で発生した教職員による体罰事故について、教育事務所長、市町教育委員会教育長又は高等学校長から実施機関に提出された「学校事故の報告について（進達）」等の件名の報告文書及び添付文書（以下「報告書」という。）であり、添付書類には加害教員が作成した顛末書、加害教員に係る事故調査文書、事情聴取報告書及び平面図などが認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び同条第5号に該当することを理由に、次のアに掲げる①から④⑥の情報について非公開としているものであるが、審査請求人はそれらの公開を求めていることから、以下、当該情報の非開示情報該当性を検討することとする。なお、イに掲げる情報については、審査請求人がその非開示情報該当性について争わないとしており、また、ウに掲げる情報については、実施機関が弁明書において開示していることから、本審査会ではイ及びウに掲げる情報以外を検討することとする。

ア 実施機関が非開示とした情報

①児童生徒の氏名、②児童生徒の姓、③保護者の氏名、④児童生徒の住所、⑤児童の自宅の電話番号、⑥児童生徒の生年月日、⑦児童の学籍に関する情報、⑧父親に関する情報、⑨父親の職業に関する情報、⑩児童の兄弟姉妹に関する情報、⑪児童生徒が所属する部活動又はクラブチームに関する情報、⑫クラブチーム又は部活動内での児童生徒の立場、⑬児童生徒の性別、⑭児童生徒の年齢、⑮保護者の年齢、⑯児童生徒が所属する学年、⑰児童生徒が所属する学年に関連する情報、⑱児童生徒が所属する学級、⑲事故発生の場所、⑳補習授業の教科、㉑父親の言動に関する情報、㉒生徒の成績に係る情報、㉓保護者からの聴取内容、㉔加害教員の氏名、㉕加害教員の姓、㉖顛末書等作成者の氏名及び印、㉗加害教員の住所、㉘加害教員の自宅の電話番号、㉙加害教員の生年月日、㉚児童の学級担任の氏名、㉛加害教員以外の教員の姓、㉜加害教員が担当する学年、㉝加害教員が担任する学級、㉞加害教員以外の教員が担当する学年、㉟加害教員の勤務歴、㊱加害教員の担当教科及び校務分掌等に関する情報、㊲加害教員の教員免許の種類、㊳加害教員の県中教研の部会名及び役割、㊴加害教員が担当する部活動に関する情報、㊵加害教員の初任年月日、㊶加害教員が追試等を行った教室、㊷加害教員の年齢、㊸加害教員の性別、㊹加害教員の反省に関する情報、㊺加害教員の家族の状況、㊻加害教員の今後の措置に関する情報 計46種類

（なお、対象公文書において、⑩については、㉓の情報と捉えられ、本審

査会の判断においては⑩を⑳として検討することとし、非開示情報は計45種類となる。)

イ うち審査請求人が争わないとした情報

①児童生徒の氏名、②児童生徒の姓、③保護者の氏名、④児童生徒の住所、⑤児童の自宅の電話番号、⑥児童生徒の生年月日、⑬保護者の年齢、⑱児童生徒が所属する学級、㉑加害教員の住所、㉒加害教員の自宅の電話番号、㉓加害教員の生年月日、㉔加害教員が担任する学級、㉕加害教員の家族の状況計13種類

ウ 実施機関が弁明書において一部開示した部分

公文書4、公文書8、公文書9、公文書15に係る⑬児童生徒の性別及び公文書6、公文書8、公文書9、公文書11、公文書12、公文書15に係る㉔加害教員の性別

(2) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とすることを定めたものである。本号においては、プライバシーに関する情報を含む個人に関する情報全般について開示をしないことができるとの措置を講じつつ、プライバシーの権利を侵害することがないことが明確な情報や、公開することについて公益上の理由のある情報のうち、特に公開することについて公益性が高いものについて、ただし書イ、ロ、ハにより明確化し、それらの情報については公開をしなければならないとしている。

条例第7条第5号は、事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、イ、ロ、ハ、ニ、ホに掲げるおそれその他当該事務又は性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを原則非公開とするものである。

実施機関は、2(1)アに記載の情報について、条例第7条第2号又は第7条第5号に該当することから非開示とすると主張し、審査請求人はそれらに該当しないため、開示すべきと主張することから、以下32種類の非開示情報について、その非開示情報該当性を検討する。なお検討に当たっては、情報の性質毎に10の類型に分けて検討することとする。

ア 加害教員の氏名及び姓について〔②④加害教員の氏名、②⑤加害教員の姓、②⑥
顛末書等作成者の氏名及び印（印については、後述のコで別途検討するため
除く。）〕

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

加害教員の氏名及び姓については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であることから条例第7条第2号本文前段に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書イでは「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開されることが予定されている情報」と規定されており、栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「条例の解釈及び運用の基準」という。）第7条第2号の解釈7（2）では、慣行として公開されている情報として、栃木県職員の職務遂行に係る氏名をあげている。したがって、加害教員氏名及び姓については、職務遂行に係る氏名に該当する場合は、条例第7条第2号ただし書イに該当し、慣行として公開することになる。

実施機関は、弁明書において、本件公文書自体が加害教員が懲戒処分又は教育委員会による指導を受けたという事実をも示しており、体罰事故については、免職、停職といった重い処分を受けているものだけでなく、そこまで至らないものも含まれていることから、このような事案まで一律に公開されることは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させることがあることから職務遂行に関する情報に当たるとは言えず、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと主張している。

また、口頭意見陳述において、教職員の非違行為は一般の公務員に比べて比較的大きな非難に晒されることから、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させることがあること、また、時間の経過により体罰事故の社会的影響及び関係者の記憶等が薄れてきている中で、過去の非違行為や氏名までも公開した場合、当該教員は、体罰教師のレッテルを貼られ、児童生徒や保護者からの信頼を失い、個人の人格までもが否定される可能性があること等を主張している。

しかしながら、加害教員の氏名及び姓の条例第7条第2号ただし書イへの該当性については、あくまでも職務遂行に係るものか、それ以外の私事に該当するかで判断すべきである。

本件公文書は体罰事故報告書であり、文書の性質上当該報告書に記載された加害教員が何らかの処分等を受けた可能性を示しているものの、仮に処分等を受けたとしても、当該処分等は職務遂行における体罰の結果に

よるものであり、正に当該加害教員に対する職務遂行上の評価と判断できる。

したがって、体罰事故報告書に記載された加害教員の氏名及び姓については、条例第7条第2号ただし書イに該当するものと認められる。

また、実施機関は「職員の懲戒処分等公表基準」では、氏名を公表する基準として「懲戒免職又は停職6月の者等」と規定されており、本件開示請求に係る文書にはこの基準に該当する体罰事故は存在しないため、本件開示請求に係る事故において、教員の氏名及び姓を公開することは、上記の公表基準との均衡を失すると主張している。

しかし、非開示情報該当性の判断は、あくまでも条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するか否かで判断するものであり、実施機関が主張する懲戒処分等の公表基準は実施機関が自らの判断で規定しているものといえるため、本件開示請求に係る非開示情報該当性の判断においては当該基準との均衡まで考慮しなければならないものではないことから、当該主張についても採用することはできない。

(ウ) 加害教員の氏名を開示することによる児童生徒の識別について

実施機関は、加害教員の氏名及び姓が開示された場合、卒業アルバム等による名簿の作成や事故の目撃者及び関係者等に直接事実確認するなどの特別な調査を行い、その調査により得られた情報と開示された加害教員の氏名及び姓を照合することにより、被害児童生徒を識別することが可能となることから、条例第7条第2号前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当すると主張している。

一方で、審査請求人は、照合の対象となる「他の情報」の範囲について、一般人が通常入手可能な情報とし、特別な調査を行わなければ入手できないような情報は含まれない「一般人基準」をとるべきであり、実施機関の採用する照合の対象の範囲は、「特定人基準」に当たることから、神戸地裁をはじめとした関連判決に違背すると述べている。

しかしながら、条例の解釈及び運用の基準においては、「照合の対象となる「他の情報」の範囲について、全ての情報について一律に「一般人基準」又は「特定人基準」を採用すると定めたものではなく、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断する必要があるとしている。

また、条例の解釈及び運用の基準第7条第2号の解釈3では、「照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれ

ば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手しうるかも知れないような情報は含まれない。」としている。

加害教員の氏名及び姓を開示することにより、被害児童生徒を識別できるとの実施機関の主張については、教員や児童生徒の状況を承知している者が特別な調査を行えば、被害児童生徒の識別が可能となるということであるが、条例の解釈及び運用の基準において、特別の調査をすれば入手しうるかも知れないような情報は照合の範囲から除かれており、実施機関の主張は採用することはできない。

なお、本件公文書1から15のいずれにおいても、条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づきインカメラ審理を行った結果、本件公文書に記載される加害教員の氏名及び姓を公開したとしても、被害児童生徒を識別することはできないことを確認した。

よって、本件公文書においては、被害児童生徒を識別できることを理由として、加害教員の氏名及び姓を非開示とすることは認められない。

以上のことから、加害教員の氏名及び姓は条例第7条第2号ただし書イに該当することから、実施機関が本件処分により非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

イ 加害教員に関する情報(㉓加害教員が担当する学年、㉔加害教員の勤務歴、㉕加害教員の担当教科及び校務分掌等に関する情報、㉖加害教員の教員免許の種類、㉗加害教員の県中教研の部会名及び役割、㉘加害教員が担当する部活動に関する情報、㉙加害教員の初任年月日、㉚加害教員が追試等を行った教室、㉛加害教員の年齢、㉜加害教員の性別)

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

当該情報は、個人に関する情報であり、アの判断により加害教員の氏名を開示すべきとしていることから、特定の個人が識別される情報となり、条例第7条第2号本文前段に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書ハ該当性について

当該情報のうち、㉓加害教員が担当する学年、㉔加害教員の勤務歴、㉕加害教員の担当教科及び校務分掌等に関する情報、㉖加害教員の教員免許の種類、㉗加害教員の県中教研の部会名及び役割、㉘加害教員が担当する部活動に関する情報、㉙加害教員の初任年月日、㉚加害教員が追試等を行った教室については、いずれも公務員の職務遂行に係る情報といえるため、条例第7条第2号ただし書ハに該当するものと認められる。

また、④加害教員の年齢及び④加害教員の性別については、加害教員と被害児童生徒との関係性を把握できる情報であるため、職務に付随する情報として、当該教員の職務遂行情報に該当すると判断し、条例第7条第2号ただし書ハに該当するものと認められる。

- (ウ) 加害教員に関する情報を開示することによる児童生徒の識別について
アの(ウ)で述べたとおり、条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づきインカメラ審理を行った結果、当該情報を公開した場合でも被害児童生徒を識別することはできないことを確認した。

よって、本件公文書においては、被害児童生徒を識別できることを理由として、加害教員に関する情報を非開示とすることは認められない。

以上のことから、イに掲げる加害教員に関する情報は、条例第7条第2号ただし書ハに該当することから、実施機関が本件処分により非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである

- ウ 加害教員以外の教員に関する情報（⑩児童の学級担任の氏名、⑪加害教員以外の教員の姓、⑫加害教員以外の教員が担当する学年）

- (ア) 条例第7条第2号前段該当性について

当該情報のうち、⑩児童の学級担任の氏名、⑪加害教員以外の教員の姓については、氏名及び姓は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報となるため、条例第7条第2号本文前段に該当する。なお、⑫加害教員以外の教員が担当する学年については、インカメラ審理により確認したところ、個人に関する情報ではあるが特定の個人を識別することができないことから、条例第7条第2号本文に該当しないため、開示すべきと判断される。

- (イ) 条例第7条第2号ただし書ハ該当性について

児童の学級担任の氏名、加害教員以外の教員の姓については、公務員の職務遂行に関する情報といえるため、条例第7条第2号ただし書ハに該当する。

- (ウ) 当該情報を開示することによる児童生徒の識別について

アの(ウ)で述べたとおり、条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づきインカメラ審理を行った結果、当該情報を公開した場合でも被害児童生徒を識別することはできないことを確認した。

よって、本件公文書においては、被害児童生徒を識別できることを理由として、加害教員以外の教員に関する情報を非開示とすることは認められない。

以上のことから、ウに掲げる加害教員以外の教員に関する情報は、条例第7条第2号ただし書ハに該当することから、実施機関が本件処分により非開示としたことは妥当ではなく開示すべきである。

エ 被害児童生徒に関する情報（⑬児童生徒の性別、⑭児童生徒の年齢、⑯児童生徒が所属する学年、⑰児童生徒が所属する学年に関連する情報）

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

実施機関は、児童生徒の性別、年齢などエに掲げる被害児童生徒に関する情報を開示した場合卒業アルバム等による名簿の作成や事故の目撃者及び関係者等に直接事実確認するなどにより、特定の個人(被害児童生徒)を識別することは可能であるため、条例第7条第2号前段に該当すると主張している。

しかし、アの(ウ)で述べたとおり、特別の調査により入手した情報との照合により特定の個人が識別されるとの主張は認められない。条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づき、本件公文書における当該情報を開示した場合の被害児童生徒の識別可能性についてインカメラ審理を行った結果、該当する児童生徒は多数存在し、特定の個人を識別することはできないことを確認した。

よって、本件公文書においては、被害児童生徒を識別できることを理由として、当該情報を非開示とすることは認められない。

したがって、実施機関の主張は妥当ではなく、当該情報は、条例第7条第2号本文前段には該当しないことから、開示すべきである。

オ 被害児童生徒に関する情報（⑦児童の学籍に関する情報、⑧父親に関する情報、⑨父親の職業に関する情報、⑩児童生徒が所属する部活動又はクラブチームに関する情報、⑪クラブチーム又は部活動内での児童生徒の立場、⑫補習授業の教科）

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

実施機関は、当該情報を開示した場合、卒業アルバム等による名簿の作成や事故の目撃者及び関係者等に直接事実確認するなどにより、被害児童生徒を識別することは可能であるため、条例第7条第2号前段に該当すると主張している。

当該情報については、父親に関する情報や児童生徒のクラブチームに関する情報など、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると

通常考えられる情報等と照合すると特定の個人が識別できる可能性の高い情報であり、条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づき、インカメラ審理を行った結果、当該情報を開示することにより、容易に被害児童生徒本人及びその父親を直接識別できる又は被害児童生徒本人を含むごく僅かな数名を識別できる情報であることが認められた。

また、条例の解釈及び運用の基準では照合の対象となる他の情報の範囲については、当該情報の性質や内容に応じて個別に適切に判断する必要があるとされているが、被害児童生徒については、体罰事故の被害者であることを示しており、一度明らかになった場合、それを取り消すことは不可能となることから、その性質上、取扱いに配慮を要する機微な情報であると判断される。

したがって、ごく僅かな数名を容易に識別できる場合の、被害児童生徒が特定される可能性の判断については、より慎重に取り扱うべきと認められる。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第2号前段に該当するため、実施機関が本件処分により非開示としたことは妥当である。

カ 事故発生の場所に関する情報（⑱事故発生の場所）

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

実施機関は、当該情報を開示した場合、卒業アルバム等による名簿の作成や事故の目撃者及び関係者等に直接事実確認するなどにより、特定の個人（被害児童生徒）を識別することは可能であるため、条例第7条第2号前段に該当すると主張している。

しかし、アの(ウ)で述べたとおり、特別の調査により入手した情報との照合により特定の個人が識別されるとの主張は認められず、また、本件公文書における当該情報を開示した場合の被害児童生徒の識別可能性について、条例及び条例の解釈及び運用の基準の考え方に基づき、インカメラ審理を行った結果、該当する児童生徒は多数存在し、特定の個人を識別することはできないことを確認した。

よって、本件公文書においては、被害児童生徒を識別できることを理由として、事故発生の場所に関する情報を非開示とすることは認められない。

したがって、事故発生の場所については、条例第7条第2号本文前段に該当するとの実施機関の主張は妥当とはいえないことから、開示すべきで

ある。

ただし、当該非開示情報のうち、公文書15の現場見取り図に記載された部活動名に関しては、オの被害児童生徒に関する情報と判断できることから、当該部分についてはオの類型として取り扱うこととし、その非開示情報該当性の判断については、オに記載のとおり非開示とすべきと判断する。

キ 被害児童生徒の成績等に関する情報（㉔生徒の成績に係る情報）

(ア) 条例第7条第2号後段該当性について

当該情報については、被害児童生徒の人格に密接に関連する情報であり、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報の内容であるといえる。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるとして、条例第7条第2号後段に該当し非開示とすべきと判断した実施機関の主張は妥当である。

ク 加害教員の反省等に関する情報等（㉕加害教員の反省に関する情報、㉖加害教員の今後の措置に関する情報）

(ア) 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、当該情報が公開された場合、加害教員が作成する反省文の内容について、公開を予定した内容となり、非違行為に対する真摯な反省を促すことが困難となり、適正な人事管理を行うことに支障が生じるため、条例第7条第5号の二「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると主張し、当該情報の全文について非開示とすべきと主張しているが、条例の解釈及び運用の基準第7条第5号の解釈7においては、「人事管理とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。」とされており、「勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある」情報を非開示とするものとされている。

したがって、加害教員が起こした体罰に関する反省文の内容自体が、人事管理に係る事務には該当しないと認められる。

また、当該情報が公開された場合、加害教員が作成する反省文が公開を予定した内容となり、非違行為に対する真摯な反省を促すことが困難となるとの実施機関の主張については、加害教員の反省文の内容は、公開如何に関わらず処分庁のその後の処分の判断に影響すると予測されることか

ら、加害教員の真摯な反省を促すことが困難となることについての蓋然性があるとは認められない。したがって、実施機関の主張は妥当ではなく、当該情報は条例第7条第5号に該当しないと判断される。

(イ) 第7条第2号後段該当性について

当該情報について、実施機関は、加害教員が非違行為を行ったことに対する反省であるため、加害教員の人格に密接に関連する情報であり、条例第7条第2号後段に該当すると主張している。

一方、審査請求人は、「加害教員の反省に関する情報」とされる部分には、「損害・被害状況」「原因・責任の所在」といった、いずれも反省とはいえない客観的情報（それも体罰の結果や原因に関する重大な情報）も含まれていると述べており、反省文の開示の判断に当たっては、形式的な表題等から判断してはならず、インカメラ審理のうえ、実質的に判断しなければならないと主張している。

この点、当該情報における条例第7条第2号の該当性については、表題等から直ちに判断するのではなく、実際に記載された内容から判断すべきである。

当審査会がインカメラ審理により、対象公文書を見分したところ、反省文の内容は殆どが加害教員による反省や心情といった個人の内心に関する部分ではあったが、一部その他事故報告書等にも記載されている事故の概要を表す事実に関する記載が見て取れた。

このうち、加害教員による反省や心情といった個人の内心に関する部分は、当該加害教員の人格に密接に関連する情報であり、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報の内容であるといえる。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるとして、条例第7条第2号後段に該当し非開示妥当と判断する。

一方、事故報告書等にも記載されている事故の概要を表す事実に関する内容については、公務員の職務遂行に関する情報であると捉えられ、実施機関の条例第7条第2号後段に該当するとの主張は妥当とは言えず、条例第7条第2号ただし書ハに該当するものと認められる。

したがって、当該情報のうち個人の内心に関する部分については、条例第7条第2号後段に該当し、非開示とすべきとの実施機関の判断は妥当であるが、事故の概要を表す事実に関する内容に関する部分については、条例第7条第2号ただし書ハに該当することから、実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

ケ 保護者からの聴取内容、保護者言動等に関する情報等（㉑父親の言動に関する情報、㉒保護者からの聴取内容）

(ア) 条例第7条第2号後段該当性について

当該情報のうち、㉑父親の言動に関する情報については、当該保護者等の人格に密接に関連する情報であり、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報の内容であるといえる。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるとして、条例第7条第2号後段に該当し非開示とした実施機関の判断は妥当である。

㉒保護者からの聴取内容については、当審査会がインカメラ審理により、対象公文書を見聞したところ、その内容を分けて見ることができ、殆どが保護者の意見や心情等の内容ではあったが、一部は単に事実を述べている記載が見て取れた。

保護者の意見や心情等が記載された部分については、特定の個人を識別することはできないが、当該保護者等の人格に密接に関連する情報であり、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報と考えられ、条例第7条第2号後段に該当し、非開示妥当と判断する。

一方で、単に事実を述べている部分については、保護者等の人格に密接に関連する情報とは認められず、その内容を公開した場合でも当該個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断でき、また、その内容から特定の個人を識別することもできないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められず、実施機関が非開示とした判断は妥当とはいえない。

コ 顛末書の印影について（㉓顛末書等作成者の氏名及び印（氏名については、前述のアで別途検討。））

(ア) 条例第7条第2号前段該当性について

当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であることから条例第7条第2号本文前段に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

加害教員の印影については、職務遂行情報とも捉えられるが、印影が押印された本件顛末書の内容としては本人直筆の氏名をもって加害教員が作成したという趣旨は満たされ、形式上押印した印影が職務遂行の内容とまでは言えない。

また、当該印影については、開示することによって偽造等による悪用等のおそれもあることなどを踏まえると、個人の私的な情報であり、条例第

7条第2号ただし書ハに該当しないと認められる。なお、条例第7条第2号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

したがって当該情報は条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、本審査会は非開示妥当と判断する。

第6 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30(2018)年3月29日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30(2018)年5月10日 (第9回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明
平成30(2018)年6月21日 (第10回審査会第3部会)	・ 審議
平成30(2018)年7月12日 (第11回審査会第3部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
平成30(2018)年9月13日 (第12回審査会第3部会)	・ 審議
平成30(2018)年11月8日 (第13回審査会第3部会)	・ 審議
平成30(2018)年12月16日 (第14回審査会第3部会)	・ 審議
平成31(2019)年1月17日 (第15回審査会第3部会)	・ 審議
平成31(2019)年2月14日 (第16回審査会第3部会)	・ 審議
平成31(2019)年3月25日 (第17回審査会第3部会)	・ 審議
平成31(2019)年4月25日 (第18回審査会第3部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
前 橋 明 朗	作新学院大学経営学部長 教授・税理士	第3部会部会長
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第3部会部会長 職務代理者

(五十音順)

別 表

公文書の名称		審査会が開示すべきと判断した部分
全ての公文書に共通な事項		⑬児童生徒の性別、⑭児童生徒の年齢、 ⑯児童生徒が所属する学年、 ⑰児童生徒が所属する学年に関する情報、 ⑱事故発生の場所(場所が教室の場合、学年は開示。学級は非開示。)、 ⑲加害教員氏名、⑳加害教員の姓、 ㉑顛末書作成者の氏名(なお印影は非開示)、 ㉒児童の学級担任の氏名、㉓加害教員以外の教員の姓、 ㉔加害教員が担当する学年、㉕加害教員の勤務歴、 ㉖加害教員の担当教科及び校務分掌に関する情報、 ㉗加害教員の教員免許の種類、 ㉘加害教員が担当する部活動に関する情報、 ㉙加害教員の初任年月日、㉚加害教員の年齢、 ㉛加害教員の性別
平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について(進達)」 関係 (〇〇小学校)	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について」 ※2枚目	㉔保護者からの聴取内容(19行目2文字目～21行目11文字目)
	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について」 ※4枚目	㉔保護者からの聴取内容(11行目13文字目～12行目21文字目)
	平成〇年〇月〇日付け 「事故顛末書」	④加害教員の反省に関する情報(うち17行目1文字目～22行目16文字目及び22行目26文字目～22行目37文字目)
平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故の報告について」 関係 (〇〇小学校)	※「〇〇中学校 教諭 〇〇〇〇に係る事故調査」の別紙 「調査の概要」 ※1枚目	㉓加害教員以外の教員が担当する学年
	「調査の概要」 ※2枚目	㉔保護者からの聴取内容(29行目34文字目～30行目4文字目) ㉔保護者からの聴取内容(30行目32文字目～31行目4文字目)
	「調査の概要」 ※4枚目	㉘加害教員の県中教研の部会名及び役割 ㉓加害教員以外の教員が担当する学年
	「調査の概要」 ※6枚目	④加害教員の今後の措置に関する情報
	「調査の概要」 ※7枚目	④加害教員の今後の措置に関する情報
平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故の報告について(進達)」関係 (〇〇小学校)	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について(報告)」	㉔保護者からの聴取内容(24行目～25行目) ㉔保護者からの聴取内容(25行目～26行目)
平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について(報告)」 関係 (〇〇中学校)	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について(報告)」	㉔保護者からの聴取内容
	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故について(報告)」	㉔保護者からの聴取内容
	平成25年〇月〇日付け 「意見書」	㉔保護者からの聴取内容
平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「学校事故の報告について(進達)」関係 (〇〇小学校)	平成25年〇月〇日付け 〇〇号 「体罰について(報告)」 ※2枚目	⑰児童生徒が所属する学年に関する情報
	※「〇〇小学校教諭 〇〇〇〇に係る事故調査」の別紙 「調査の概要」 ※1枚目	⑰児童生徒が所属する学年に関する情報
	※「〇〇小学校教諭 〇〇〇〇に係る事故調査」の別紙 「調査の概要」 ※3枚目	⑰児童生徒が所属する学年に関する情報
平成24年〇月〇日付け 〇〇号 「事故報告書」関係 (〇〇高等学校)	平成24年〇月〇日付け 「顛末書」	④加害教員が追試を行った教室 ④加害教員の反省に関する情報(うち、16行目37文字目～17行目17文字目及び17行目24文字目～18行目22文字目)

※⑩児童の兄弟姉妹に関する情報は㉔保護者からの聴取内容として判断